

# 保護観察官

Recruit Guide



PROBATION OFFICER



新たな被害者も加害者も  
生まない社会を目指して

### 成長を信じることは、素敵なこと

“自分の能力は、努力によって伸ばすことができる”

このように考える「成長思考」は、社会人にとって、とても重要な思考方法だと指摘されています。

小さな成長を積み重ね、「成長思考」を育むことで、継続的に学び続け、失敗や他者からの指摘も次の挑戦への力に変えることができます。仕事上のストレスも挑戦に向けたポジティブなものとなり、人間関係もより良いものとなって、AIの進展をはじめとする激しい社会の変化にも対応できるとされています。

更生保護の現場は、日々自身の成長を感じることができ、皆さんの「成長思考」を育むことができる場所です。

保護観察官は、改善更生して社会復帰しようとする一人ひとりと向き合いながら、課題の解決に向けて、心理・社会・教育・福祉・法律など、さまざまな分野の視点からアプローチしています。その実践の積み重ねにより、専門性を高めていきます。

また、人との関わりが多く、人を観察し、人がどのように考え行動するのかを学んでいきます。保護司をはじめとする民間ボランティア、民間企業、地方公共団体など、多様な方々と連携しながら仕事を進めることで、社会の動きを肌で感じることができます。

もちろん、失敗したり、思うような結果がでないことも少なくありません。しかし、そのような経験にも寛容であり、それを次につながる「学び」として受け止める文化があります。

さらに、保護観察官は、改善更生して社会復帰をしようとする人の成長を信じ、その歩みに寄り添いながら、その人の成長も実感することができる仕事です。

そして今、私たちは、大きな転機を迎えています。更生保護制度や実務を発展させようとしていますし、社会に対する発信を強め、国際的なプレゼンスも高めようとしています。これからの時代に向け、若い人の力を活かしつつ、変化し、成長しようとしているのです。

保護観察官として、自分自身の成長を信じ、改善更生して社会復帰をしようとする人の成長を信じ、そして、これからの更生保護の成長を信じ、その実現に向けて努力すること、それはとても素敵な働き方だと思いますか。

私たちと一緒に、楽しく成長していきましょう。



法務省保護局長

吉川 栄

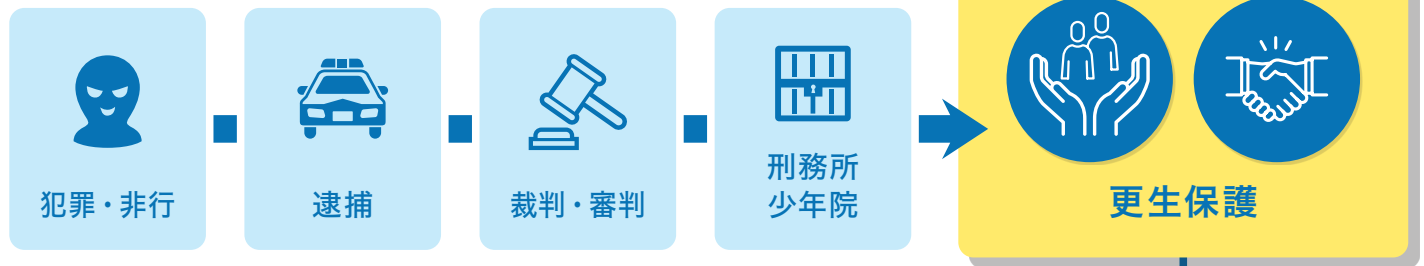
# 保護観察官とは

## About

地方更生保護委員会と保護観察所に配置されている国家公務員で、犯罪をした人や非行のある少年に対して、通常の社会生活を送らせながら、その円滑な社会復帰のために指導・監督を行う「社会内処遇」の専門家です。具体的には、アセスメントに基づき処遇計画を立てた上で、保護司や関係機関等と連携して保護観察を実施しています。また、犯罪や非行のない明るい社会を築くための「犯罪予防活動」を促進しています。



### [ 刑事司法手続の流れ ]



### 更生保護制度とは

- 更生保護は、国と地方、保護司などの民間ボランティアが協力し、社会の中で、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を支援することにより、新たな被害者も加害者も生まない社会をつくる取組です。
- 日本の文化に育まれた「更生保護」は、安全・安心な社会を支えるものとして、諸外国の制度の参考にもされています。



※更生保護のイメージイラスト

### 保護局

法務省の内部部局で、矯正施設に収容されている人の釈放後の生活環境の調整や仮釈放等、“社会を明るくする運動”を始めとする犯罪予防活動、恩赦、犯罪被害者等施策などを担っています。さらに、心神喪失者等医療観察制度に基づく地域社会における処遇等も所管しています。

### 地方更生保護委員会

全国8か所に置かれ、仮釈放や、仮釈放中の人が決められた約束事を守らなかった場合の仮釈放の取消し等に関する調査や決定などを行っています。

### 保護観察所

全国50か所に置かれ、保護観察処分を受けた少年、少年院からの仮退院者、刑務所からの仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する保護観察や、心神喪失者等医療観察制度に基づく処遇などの第一線の実施機関です。

# インタビュー

## Interview

保護観察官はどのような想いを抱きながら仕事をしているのか、具体的な業務、スケジュールなどについて、保護観察官の皆さんからお話を聞いてみました！

### 相良 仁哉 *Sagara Masaya*

那覇保護観察所／保護観察官〈令和元年11月採用〉

#### 保護観察対象者が抱える問題に焦点を当てて

現在は、薬物依存のある保護観察対象者に対し、薬物再乱用防止プログラムを集団により実施しています。また、薬物やアルコール依存等の問題を抱える保護観察対象者の家族等を対象に、本人への接し方や依存症に関する知識の付与、民間の依存症回復訓練施設とのつながりを目的とした引受人懇談会も運営しています。

家族関係が不良で帰住先の調整が難航していた少年の保護観察対象者に、民間の依存症回復訓練施設への入所を勧めた結果、少年の帰る場所が確保されただけでなく、同入所施設職員を目指して頑張りたいという前向きな意欲が見られました。少年からは、保護観察期間終了後に生活状況の連絡があるなど、**地域における息の長い支援につながり**、やりがいを強く感じました。

#### フットワークの軽い保護観察官を目指して

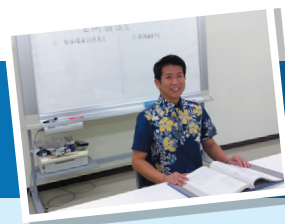
私は、様々な事情を抱えた保護観察対象者やその家族に対しても支援ができるところに魅力を感じ、保護観察官を志望しました。犯罪をした者や非行のある少年、その家族らを、良い縁や良い出会いと繋ぐ架け橋となるべく、「**保護観察官こそ営業マン**」をポリシーとして、**積極的に地域を駆け回るフットワークの軽い保護観察官**となるよう心掛けています。

保護観察対象者等の状況を分析した上でその支援策を提案し、関係機関と円滑な調整や連携ができるよう交渉力を磨きながら、必要な社会資源を迅速に確保できるよう行動力を高めることで、新たな被害者も加害者も生まれない社会づくりに尽力していきたいと考えています。



#### 1日のスケジュール

##### Schedule



- 8:30** ● メールチェック、スケジュール確認。本日面接予定の少年院在院者等の事件記録から経過等の情報を確認し、質問事項等を整理するなど事前準備。その後、面接場所へ移動。
- 9:00** ● 少年院へ施設面接。担当地域への帰住を希望する少年院在院者の生活環境調整のため、担当保護司とともに少年院へ施設面接。施設内教育にて目覚ましい変化を見せてくれることがあります。
- 引受人宅を訪問。引受意思等の確認や福祉・医療機関、観察所主催の引受人懇談会への参加案内や回復訓練施設など多様な地域資源の情報提供を行い、可能なかぎり継続的な支援体制の構築に努めています。
- 11:00** ● 民間の依存症回復訓練施設職員（担当する自立準備ホーム職員）との定例協議会。矯正施設からの受入れ態勢や新規の生活環境調整対象者について情報共有。また、保護観察対象者について、施設入所生活の状況を確認するなど、密に連携を図っています。
- 12:00** ● 昼休憩。愛妻弁当を食べながら気分転換。
- 13:00** ● 薬物依存のある保護観察対象者の集団プログラムの準備。
- 13:30** ● プログラム対象者の断薬に向けた努力の継続を図るための薬物検査を行ったり、依存症回復訓練施設職員の外部講師とプログラムの進め方等について事前の打ち合わせを行います。
- 14:00** ● 集団プログラム。コ・ファシリテーターとして参加。参加者メンバーと一緒に学び、自分の思いや体験、疑問を語り、情報交換する場となれるよう、安心して本音を話してもらえる雰囲気作りを心掛けています。
- 16:30** ● 担当地区の更生保護サポートセンターにて面接。担当保護司とともに保護観察処分少年の面接。保護者にも同席してもらい、それぞれ話を聞きます。交友関係や就労状況など生活状況全般を確認し、保護観察対象者の課題点の改善状況などについて分析を行い、良好な措置を検討します。
- 17:15** ● 報告書や面接票作成などの残務処理。翌日に面接予定の保護観察対象者の事件書類を整理するなどの準備を終え次第、退勤します。



## 竹内 康香 Takeuchi Yasuka

大阪保護観察所／保護観察官〈平成25年4月採用〉

### 再犯のない生活を地域で送るために

高齢や障害のため、刑務所等を出所した後に帰る場所がない人に対する住居、医療や介護、福祉サービス等の調整や、勾留中の被疑者や被告人で、釈放後に帰る場所がない人の生活環境の調整等の業務を担当しています。調整を行う際は、地域生活定着支援センターに協力を依頼し、**同センターの方とともに、刑務所等に面接に行き、釈放後の生活設計を踏まえ、必要な支援策を検討**しています。

### 関係機関との連携を通じて

軽度の知的障害が疑われていたものの、これまで福祉的な支援を受けずに生活していた60代の方が、親の死後、一人で生活するようになり、金銭管理ができず窃盗を繰り返して勾留された事例がありました。このケースでは、地域生活定着支援センターと連携して調整を行い、釈放後、障害福祉サービスにつなげることができました。その後も本人が、見守り体制のある中で安心して生活していく様子を見ることができ、再犯のない生活に少しでもつなげることができたと感じました。こうした調整は地域の支援機関等の協力や理解なしには進められません。関係機関に更生保護について理解してもらい、**それぞれの立場で保護観察対象者等を支援していくことが再犯防止につながっていく**と信じ、業務に取り組んでいます。



## 早川 遼 Hayakawa Ryo

福島保護観察所（福島自立更生促進センター）／保護観察官〈平成29年3月採用〉

### 「人と人をつなぐ」保護観察官

自立更生促進センターの保護観察官として、センター入所者に対する生活指導、各種処遇プログラム、就労支援等を行うほか、地区主任官として、担当地域の保護観察や生活環境調整なども行っています。

過去に担当した入所者に、知的障害の疑いがありながらも、親が本人の障害を認めなかったために、教育、福祉、医療等で適切な支援や合理的配慮を受けることのできなかつた者がいました。この事例では、本人と共に本人の地元を何度も訪問して自治体等と協議を重ねていったところ、最終的には、本人に対して、福祉や医療をはじめとした地域の包括的な支援体制を構築することができました。保護観察官の存在が**「人と人をつなぐ」地域のネットワーク構築に役立つ**ことを実感した出来事でした。

### 社会復帰の門出に立ち会う

上記のように、本人の社会復帰と再犯防止に向けて多機関連携を実現できたときはもちろんですが、やはり一番やりがいを感じるのは、**入所者が自立の準備を整え、地域社会の一員として社会復帰していく瞬間に立ち会えたとき**です。入所者の抱える問題は複雑かつ多様であるため、その対応には頭を悩ませる場面も多いのですが、苦勞した分、その者の門出を祝う瞬間の喜びもひとしおです。

### 自立更生促進センター

親族等のもとでは円滑な社会復帰が困難な刑務所出所者等を、一定期間宿泊させて、保護観察官が濃密な指導監督と手厚い就労支援等を行う国が運営する宿泊施設で、全国に4か所あります。



# インタビュー

## Interview

保護観察官は仕事をする中で、保護観察の対象者、民間の協力者の方々、関係する機関の方々など、たくさんの人に出会いながら、様々な業務を経験します。これまでどのような業務が印象に残っているのか、経験豊富な管理職の皆さんからお話を聞いてみました！

### 梅木 正吾 Umeki Shogo

長崎保護観察所／所長〈平成4年4月採用〉

#### 現場の総責任者として

保護観察所長は、保護観察所の総責任者として、保護観察官や社会復帰調整官などの所属職員を指揮監督することはもとより、職員の心身の健康に配慮した働きやすい職場づくり、安全で安心な地域社会づくりに尽力いただいている更生保護ボランティアの皆さんとの交流、地方自治体や行政官庁の長との協議など、その役割は多岐にわたります。業務上で行う判断の一つひとつが、人の人生や地域社会に大きく影響するため、大変重い責任が伴いますが、その**大変さを越える出会いや喜びを感じる機会も多い**仕事です。特に、保護観察対象者の変化、家族や保護司など更生保護関係者の喜びを目の当たりにしたときにやりがいを感じます。

#### 更生保護を「当たり前」とするために

よい仕事をするために、自分自身の健康とワークライフバランスを大切にしており、週末にはジョギングをしたり、キャンプに行ったりしてリフレッシュしています。また最近では、更生保護マスコットキャラクターホゴちゃんをご当地バージョンにしたイラストを描くことを楽しんでいます。

さらに、現在、更生保護では広報に力を入れており、作成したご当地ホゴちゃんを活用しながら、あらゆる機会を捉えて**更生保護制度の大切さ、重要性を全国民に理解していただく**よう努めています。



### 松原 幸祐 Matsubara Kosuke

札幌保護観察所／統括保護観察官〈平成14年4月採用〉

#### 経験から学び、伝える

統括保護観察官として、保護観察官への指導や助言を行いつつ、時には、面接への同席や、家庭訪問への同行などもしています。私自身、たくさんの諸先輩に助けてもらったことから、私が経験した事例を伝えることで、担当保護観察官の方針を活かせるような助言を行いながら、**一緒に解決策を見つける**よう心掛けています。

#### 誰かの人生に寄り添って

今でも、素行不良だった中学生を担当したときのことを思い出します。その少年は卒業式に別室から参加することになりました。保護者の付添いも叶わなかったことから、保護司と私が見守るという約束で、少年は卒業式に参加でき、その少年が卒業証書を受け取るのを見届けました。卒業式が終わった後、少年が涙を浮かべながら「来てくれて、ありがとうございます。みんなと一緒に卒業式に参加できました。」と私たちに言ってくれた時、本当に良かったと感じました。

保護観察官は、いろいろな困難を抱えた人たちと会って、その更生を支えています。必ずしも円満に進む事案ばかりではありませんが、保護司と一緒に悩み、励まし合いながら、**誰かの人生を応援できる、ほかにはない魅力的な仕事**であると感じています。



## 小美濃 慶子 *Komino Keiko*

横浜保護観察所／社会復帰対策官〈平成18年11月採用〉

### 社会への包摂を目指して

横浜保護観察所の民間活動支援班で、更生保護ボランティアの支援や広報啓発活動などの業務に携わっています。更生保護は、保護司、更生保護女性会、BBS会等の**多くの民間ボランティアに支えられている制度**です。

保護観察対象者の立ち直り支援等の活動を行う保護司制度は、日本が世界に誇る制度です。犯罪や非行の背景には、孤独や貧困といった「生きづらさ」があります。保護司の方々は、保護観察対象者を一人の人間として尊重し、地域の中で息長く寄り添うことで、彼らを**社会へと包摂**しています。現在の業務では、保護司の方々が安全に安心して活動を行うことができるよう、適任者や面接場所の確保など様々な環境整備を行っています。そのことが、保護観察対象者の立ち直り、安全安心な地域づくりにつながります。

### 更生保護ボランティアの思いとともに

女性ならではのきめ細やかな視点で活動を行う「更生保護女性会」や、保護観察対象者等に姉妹のような立場で接する「BBS会」も、更生保護ボランティアとして、地域をつなぐかけがえのない存在です。社会情勢の変化に伴い、地域をつなぐボランティアの活動には様々な課題もあります。しかし、**素晴らしい思いを持つ方々と一緒に活動できることは、この仕事の大きな醍醐味**です。



## 本山 美恵 *Motoyama Mie*

福岡保護観察所／企画調整課長〈平成5年4月採用〉

### 組織を支える仕事

現在は、庶務・会計業務の総括をはじめ、庁内外の調整や職場環境の整備等、円滑な組織運営を支える業務に携わっています。職員がそれぞれの専門性を発揮できるよう、**組織を支える**役割です。

これまで処遇部門で長く勤務し、保護司や関係機関の方々と連携しながら、犯罪や非行をした人の立ち直りについて、日々考えてきました。広報活動の一環として、福祉系の専門学校においてその経験を伝える機会がありました。学生のみなさんは熱心に耳を傾けてくださり、「保護観察官の支援姿勢に共感した」、「立ち直り支援について地域で何ができるか考えたい」等の感想が寄せられ、保護観察官の仕事を支える意義を改めて実感しました。

### 大切にしていること

処遇部門と企画調整課では業務内容こそ異なりますが、いずれにおいても大切にしているのは、**相手の話を丁寧に聴く姿勢**です。企画調整課は、多様な課題への対応が求められ、様々な相談が寄せられますが、その都度、課内でよく話し合い、職員一人ひとりの考えや意見を踏まえた方針を検討しています。また、企画調整課だけでなく、多くの職員と関わり、それぞれの視点や思いを聴きながら、組織の在り方を共に考えることができることに、現在の業務のやりがいを感じています。



# インタビュー

## Interview

### 船崎 仁 Funazaki Jin

中国地方更生保護委員会／保護観察官〈平成26年10月採用〉

#### 社会の中の居場所づくり

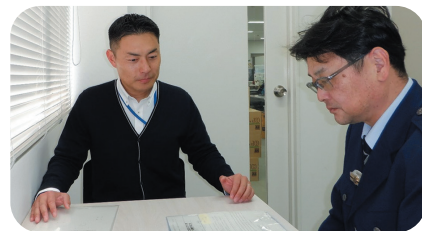
人は、社会の中に「居場所」、すなわち、帰住先があれば、過ちを犯すリスクが減ると考えられています。地方更生保護委員会の保護観察官として、**受刑者がその居場所が確保されている状態で社会復帰できること**を目指しています。とりわけ帰住先のない受刑者との面接において、社会復帰する前に帰住先を確保することの重要性を説いたり、帰住先を具体的に提案します。

#### コミュニケーション

**面接の本質はコミュニケーション**であり、AIでは代替しにくいものだと考えています。受刑者は感情的になる人、言葉を発しない人と様々です。限られた時間の中でいかに受刑者と関係性を築き、本音を引き出すかが大きな職責だと考えています。そのため、面接に当たっては、言葉の選択、表情、ジェスチャー、声のトーンなどを意識し、根気強く受刑者と向き合うことで、私の言葉に耳を傾けてくれるよう工夫しています。こうした面接は、帰住先の確保に繋がる糸口となり、受刑者が犯した罪を心から反省し、同じ過ちを繰り返さないことを決意する場となることもあり、その瞬間に立ち会えることにやりがいを感じます。

#### 地方更生保護委員会で働く保護観察官

受刑者等と面接して釈放後の生活環境の調査や仮釈放等に向けた調査、保護観察所との協議・調整などを行います。



### 宮下 奈保子 Miyashita Naoko

さいたま保護観察所／社会復帰調整官〈平成20年4月採用〉

#### 社会復帰調整官の業務を経験して

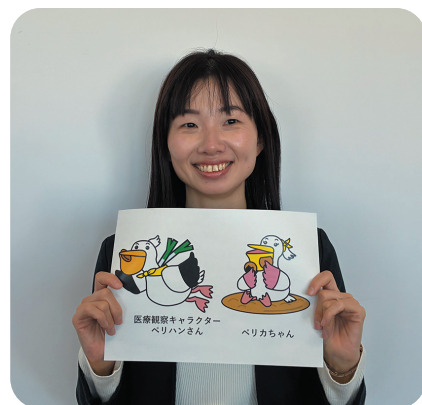
本省、地方更生保護委員会や保護観察所で勤務してきましたが、現在は、社会復帰調整官として医療観察制度（精神障害が原因で大きな事件を起こした人が、病気の治療をしながら社会に復帰するための仕組み）に関わる仕事をしています。制度の対象となった人が、医療を受けながら地域で安心して暮らせるよう、入院中の段階から、医療機関や行政機関、障害福祉サービス事業所などと連携して支援体制を作るとともに、退院後は定期的な訪問や会議の開催を通じて、生活全般の見守りを行っています。社会復帰調整官になった当初は、関係機関の多さや保護観察官との立場の違いにとまどうこともありましたが、上司に相談してアドバイスをもらい、同僚と意見交換をして、**日々新しい学びを得ながら仕事に取り組む**ことができています。

#### 人生の転換点に関わる

複雑な家庭環境で育ち、誰かを頼ることが難しかった人が、医療観察制度を通じて多くの支援者と出会い、「応援してくれる人を裏切れない」と言いながら、就労自立という目標に向かって努力を続ける姿はとても印象的でした。社会復帰調整官や保護観察官として、対象となる人の人生において、**一つの転換点となるタイミングに関わる**ことができるのは大きな喜びです。

#### 人事交流

本人の希望等に応じ、法務本省、矯正施設など他の地方機関や関係省庁のほか、社会復帰調整官への人事交流を経験している職員もいます。



## 後藤 佳代 Goto Kayo

名古屋保護観察所／保護観察官〈平成29年4月採用〉

### 被害者担当の保護観察官として

被害者担当の保護観察官として、被害者の方に保護観察対象者の処遇状況等をお知らせしたり、被害に関する気持ちを聞き、御希望があればそれを加害者に伝えていきます。また、被害者の方の相談に乗り、制度の説明や関係機関の紹介も行っています。

### 犯罪被害者に寄り添う

被害者の方が更生保護における被害者支援制度を利用しても、受けた被害が消えるわけではありませんが、被害者の方のお話を傾聴し、寄り添いながら支援を行うことで、被害者の方から「家庭や職場では被害等について話すことが難しく、やっと本当の気持ちが話せました。」との御意見や、また、受けた被害のあまりの大きさから、最初は厳しい言葉を投げかけておられましたが、「気持ちの整理ができました。制度を利用してよかったです。」との御意見をいただいたこともありました。さらに、被害者担当保護司や、加害者担当の保護観察官と連携した結果、謝罪や弁償から目を背けていた保護観察対象者が、自ら謝罪して弁償を開始したケースも印象に残っており、この仕事のやりがいを強く感じました。

## 刀禰 和政 Tone Kazumasa

高松保護観察所／統括保護観察官〈平成20年4月採用〉

### 育児から得たもの

私は第1子、第2子の誕生時に、それぞれ1年間の育児休業を取得しました。忘れられないのは、子の誕生を控えた時期の保護司の方の反応です。まるで親戚のように祝福くださり、「家族を大切に作る経験が必ず役に立つよ。」という温かい言葉をくださいました。当初、男性職員が長い育児休業を取得することには少なからず勇気が必要でしたが、その言葉が力強い後押しとなり、結果として、子どもの成長を特等席で見ることができました。育児休業中は、まさに「正解のない育児」で試行錯誤の連続でした。理屈だけでは通用しない育児の現実を知り、複雑な背景を抱えながら保護観察を受ける当事者やその家族の心情を推し量るための新たな視点を与えてくれました。

### 730日の育休で得た私の理想

現在は、統括保護観察官として現場に立っています。復職時に温かく迎えてくれた同僚のように、育児等のライフイベントに臨む職員を「いってらっしゃい」、「おかえり」と迎えることのできるリーダーになりたい。その思いが、チームのメンバーが支え合い補完し合える関係づくりを大切に私のマネジメントの理想の原点です。後輩たちが安心して一歩を踏み出せる職場環境をリードしていきたいと考えています。

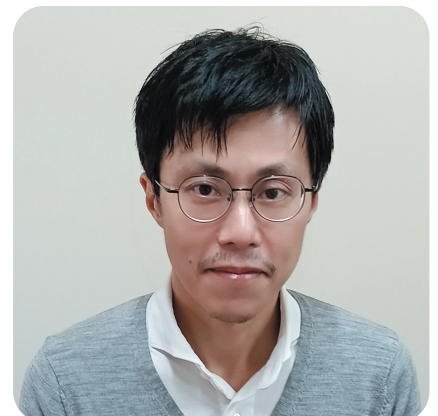
### 被害者支援

更生保護には犯罪被害にあわれた方々のための制度があります。被害者も加害者も生まない社会を目指して、全国の保護観察官が、犯罪被害にあわれた方々の声に耳を傾けます。



### ワークライフバランス

地方更生保護委員会や保護観察所では、ワークライフバランスの充実に取り組んでいます。



# 募集要項

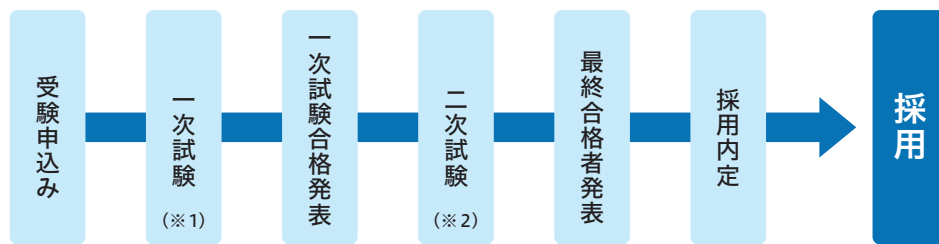
## Recruitment requirements

### 受験申込みから採用までの流れ

保護観察官になるためには、主に国家公務員採用総合職試験、一般職試験又は法務省専門職員（人間科学）採用試験を受験して合格し、法務省保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に採用される必要があります。

採用までの流れは次のとおりです。詳しく知りたい方は、人事院のホームページを確認してください。

### 総合職試験・一般職試験



#### ● 総合職

※1「基礎能力試験（多肢選択式）」のほか、院卒者・大卒程度区分は「専門試験（多肢選択式）」を、教養区分は「総合論文試験」を実施します。

※2 院卒者・大卒程度区分は「専門試験（記述式）」と「人物試験」のほか、院卒者区分は「政策課題討議試験」を、大卒程度区分は「政策論文試験」を実施します。教養区分は「企画提案試験」、「政策課題討議試験」と「人物試験」を実施します。

#### ● 一般職（大卒程度）行政区分

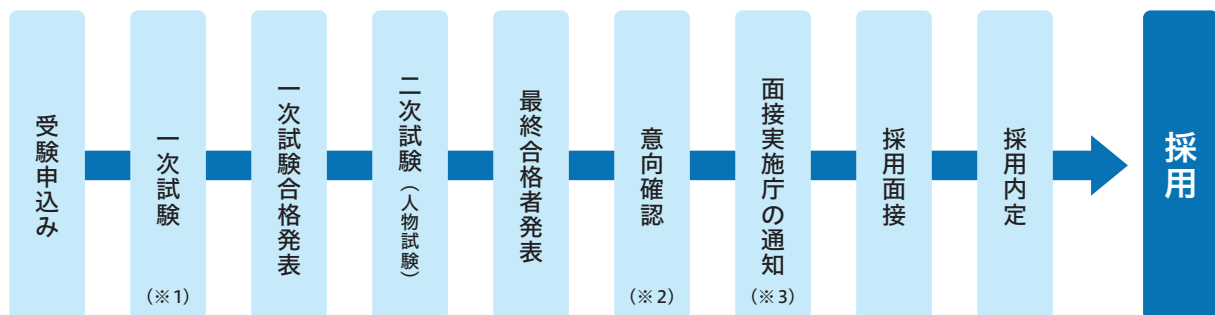
※1「基礎能力試験（多肢選択式）」、「専門試験（多肢選択式）」、「一般論文試験」を実施します。

※2「人物試験」を実施します。

#### ○ 官庁訪問について

採用されるためには、官庁訪問を行い、面談などを受ける必要があります。総合職試験採用者は、最終合格の後に法務省保護局を、一般職試験受験者は、一次試験合格後に地方更生保護委員会を訪問することになります。

### 法務省専門職員（人間科学）採用試験



※1「基礎能力試験（多肢選択式）」、「専門試験（多肢選択式・記述式）」を実施します。

※2 各地方更生保護委員会単位で採用面接を行うため、採用希望の有無等を確認します。

※3 採用面接を実施する地方更生保護委員会をお知らせします。

#### ○ 勤務地

##### ・総合職試験採用者

全国の地方更生保護委員会や保護観察所のほか、本人の希望や適性などに基づき、法務本省、法務総合研究所、他府省庁など様々な組織での勤務を経験します。

##### ・一般職・法務省専門職員採用者

原則として採用された地方更生保護委員会及びその管轄内の保護観察所で勤務し、本人の希望や適性などに基づき、法務本省での勤務や人事交流などを体験します。

## 勤務時間

原則、1日7時間45分の勤務（例：午前8時30分から午後5時15分まで）です。また、原則として、土曜・日曜・祝日等の休日はお休みです。

## 休暇

年次休暇（例：4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等があります。

※法務省では、全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備に取り組んでおり、ライフスタイルに合わせた出勤・退庁時刻の設定や育児のための短時間勤務など柔軟な働き方が可能となっています。

## 服務

国家公務員法に基づく服務規定等によることとなり、守秘義務や兼業制限などが適用されます。

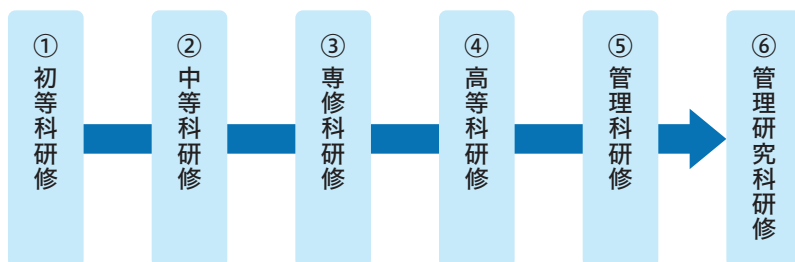
## 昇任等

採用後、一定の期間は、法務事務官として一般行政事務に従事した後、保護観察官に任命されます。その後は、実務経験や勤務成績に応じ、統括保護観察官、保護観察所長などへ昇任します。

## 研修

保護観察官に任命された後、新任の保護観察官は、社会内処遇の専門家として必要な能力を身につけるため、保護観察官中等科研修や専修科研修に参加するほか、所属庁において、第一線の保護観察官として勤務しながら、統括保護観察官等から実務指導を受けます。

そのほか、自身のキャリアに応じた研修や、保護観察官としての処遇能力を強化するための研修に参加します。参加する研修の流れの一例を紹介します。



- ① 採用1年目の職員を対象に、国家公務員や更生保護官署の職員として必要な知識や技能を習得するために行う研修です。
- ② 新任の保護観察官を対象に、職務の遂行に必要な更生保護関係法令や関係諸科学を習得するための研修です。
- ③ 中等科研修修了後1年目の保護観察官を対象に、職務の遂行に必要な関係法令や関係諸科学の習得と実務能力の向上を目指す研修です。
- ④ 指導的立場にある職員を対象に、実務能力の更なる向上や職場管理等の知識を身につけることを目指す研修です。
- ⑤ 統括保護観察官等の管理職に昇任した職員を対象に、管理監督等に関する高度な知識・技能の習得等を目指す研修です。
- ⑥ 保護観察所長等の幹部管理職に昇任した職員を対象に、必要とされる高度な管理能力を身につけることを目指す研修です。

## 給与

給与は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

初任給の例（2025年度末現在）

採用区分	初任給の例 (東京都特別区勤務の場合)
総合職（院卒）	317,520円
総合職（大卒）	301,200円
一般職（大卒）	278,400円
法務省専門職員	278,400円
一般職（高卒）	240,360円

※行政職俸給表（一）が適用されます。

※保護観察官に任命された場合は、俸給の調整額が加算されます。

※このほかに各種手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等）が支給されます。

# 地域で支える「更生保護」

保護観察官と一緒に犯罪や非行からの立ち直りを支える民間協力者の方々を紹介します！

**保護司**

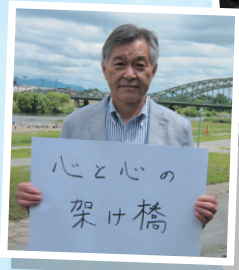
地域に精通しているという強みを活かしながら、保護観察官と一緒に更生保護活動を行います！



クジラ先生

**協力雇用主**

雇用することを通じて、立ち直りに協力します！



**BBS会**

非行のある少年たちの兄や姉のような存在として、話を聞いたり、勉強を教えたりします！

**更生保護女性会**

地域の犯罪予防や更生支援活動を行うボランティア団体です！



アシカ親方



イルカ姉さん

イルカ兄さん



オコジョさん

法務省や法務省保護局のSNSアカウントでは、保護観察官の業務や民間協力者の方々の活動の様子などを紹介しています。興味のある方はぜひこちらをご覧ください！



[X] MOJ\_HOGO



[Instagram] moj\_kouseihogo



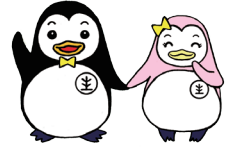
[YouTube Channel] MOJchannel

## 採用に関するお問い合わせ先

- 北海道地方更生保護委員会
- 東北地方更生保護委員会
- 関東地方更生保護委員会
- 中部地方更生保護委員会
- 近畿地方更生保護委員会
- 中国地方更生保護委員会
- 四国地方更生保護委員会
- 九州地方更生保護委員会
- 九州地方更生保護委員会那覇分室

- 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 ☎ 011 (261) 9907
- 〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平1-3-1 ☎ 022 (221) 3536
- 〒330-9725 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 ☎ 048 (600) 0181
- 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1 ☎ 052 (951) 2944
- 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 ☎ 06 (6949) 6260
- 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 ☎ 082 (221) 4497
- 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 ☎ 087 (822) 5090
- 〒810-0044 福岡県福岡市中央区六本松4-2-3 ☎ 092 (761) 7781
- 〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 ☎ 098 (853) 2947

更生ペンギン ホゴちゃん 更生ペンギン サラちゃん



更生保護のマスコットキャラクター



ビーなっつホゴちゃん (千葉保護観察所) 全国推しホゴちゃん 2025第1位!

法務省保護局 総務課人事係

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 ☎ 03 (3580) 4111 (代表) [法務省ホームページ] <https://www.moj.go.jp/>

